

(4) 計画区域

保存活用計画の策定にあたり、計画区域については、下図の重要文化財三河家住宅の文化財指定敷地を範囲とするが、環境保全計画や活用計画の基本方針については、周辺地域についても対象とする。



計画対象建築物

